

第2章 産業の振興

第1節 現況と問題点

1. 農業

本町の農業は、温暖多照に恵まれた気候と広大な農用地を背景に、畜産、さつまいも、野菜、米、果樹等を中心に発展し、町の基幹産業となっている。特に畑地については畑地かんがいが整備され、水を利用した営農が行われている。

一方、畜産においては、国内外からの家畜伝染病侵入を阻止するため、防疫強化や衛生対策に努めてきたが、依然として予断を許さない状況が続いている。また、配合飼料の高騰により生産費が増大するなか、家畜市場の高騰等により繁殖基盤が維持されている。

しかしながら、担い手や後継者の不足、高齢化はさらに進み、生産基盤の脆弱化に歯止めをかけることが課題であり、加えて消費者の食に対する「安心・安全」の関心の高まりなど、依然として農業・農村を取り巻く環境は厳しいものがある。

また、「食料・農業・農村基本法」に基づき、食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的発展、農村の振興を基本理念に取り組んできたが、食料自給率の低下や農業所得の伸びの鈍化、農業就業者の高齢化や農家の減少による農村の活力低下など課題は山積している。

今後、農業・農村を持続的に維持・発展していくためには、法人経営体を含めた担い手の育成や多様な個別経営体の育成、人・農地プランに基づく農地中間管理事業による農地の貸借の推進、また女性農業者等を取り込みながら地域の6次産業化の推進を図ると共に、食の「安心・安全」への関心が高まるなか、耕蓄連携の推進や減農薬・減化学肥料による環境保全型農業の推進を図る必要がある。

次に農業農村整備の状況であるが、農業生産基盤、生活環境基盤の整備を中長期的な計画で年次的に進めている。

近年は、マルチ栽培やハウス栽培などが主流となり、農地の雨水対策が課題となってきた。

そうした中、異常気象による局地的なゲリラ豪雨の発生が見られ、排水能力をはるかに超える雨水により、作物の流出被害や冠水被害が増えてきている。

このような状況を鑑み、農地侵食防止事業により総合的な排水整備等を検討し、防災減災の対策を講じる必要がある。

農道整備については、畑地帯総合整備事業などを導入し整備を進めてきているが、未整備の路線も多く残っている中、農地中間管理事業による農地の集約が進み、農業形態は大規模経営化とともに、農業機械も大型化の一途にある。

このため、未整備の農道においては、路肩の崩壊や幅員不足による通行支障など課

題もあり、近代農業に対応した農道整備を図っていく必要がある。

畑地かんがい事業については、平成20年度に国営事業が完了し、現在は県営事業による給水管布設等を行なっている。

今後は、散水栓の整備促進を図るとともに、水利用の拡大と営農体形の確立を図つていかなければならない。

一方、水田は、大規模経営や業者委託により、大型機械による植付けや収穫作業が多く見られるようになり、農道や水路の維持管理などの課題も多い。

今後は、各土地改良区や多面的機能支払事業の各団体と連携を図りながら、農地、農業施設の維持管理、補修、景観形成など、地域と一体となった活動の推進を図る必要がある。

2. 林業

森林は、木材をはじめとする林産物をもたらすほか、国土を守り、清らかな水や美しい景観を提供してくれるとともに、生物多様性の保全、地球温暖化の主な原因とされる二酸化炭素を吸収・貯蔵するはたらきを有するなど、安心・安全な町民の生活になくてはならない町民共有の財産となっている。

本町の林業は、小規模な林家が主体であり、森林面積は3,378haで総土地面積の33%を占めている。また、そのうち民有林は3,168haで森林面積の93%を占めており、スギ・ヒノキを中心とした人工林の面積は2,076haで、人工林率は61%に達している。

一方、森林を守り育てている林業・木材産業をめぐる情勢は、林業の採算性の悪化や林業就業者の減少・高齢化、木材需要を左右する住宅着工戸数の減少など依然として厳しい状況にある。

林業・木材産業の活性化と、森林の持つ公益的機能に対する住民のニーズに応えるため、健全な森林の育成を目指し作業路網等の基盤整備を図り、主伐期を迎えている森林の計画的な伐採や間伐の促進、林業経営基盤の強化を進め、森林組合作業班の育成による林業担い手の確保と木材安定供給体制の整備・利用促進等の施策に取り組むことが必要である。

3. 水産業

水産業・漁村は、水産物を安定的に供給することにより、健康で豊かな日本型食生活の一翼を担うとともに、多面的にわたる公益的機能を通じて町民生活の向上や地域経済の振興に大きな役割を果たしている。

本町の海面漁業は、志布志湾を漁場とする機船曳網（バッヂ網）でのシラス漁で、加工した「ちりめん」を出荷し、特産品としての評価を得ている。

しかし、近年漁獲量が不安定であることや魚価の低迷、漁業就労者（後継者）の減少、高齢化に加え、燃油価格の高騰など、厳しい状況にあることから、漁協並びに各種協議会と、国・県等の関係機関との連携により、計画的な漁礁の設置や藻場造成などをを行い、事業導入による有用水産物の種苗放流等、資源培養管理型漁業の推進を図る必要がある。

一方、内水面漁業は、豊富な地下水を利用した養鰻業がほとんどであり、県内有数の生産地として名声が高い。

しかし、ニホンウナギが絶滅危惧種に指定されたことにより、今後、稚ウナギ（シラスウナギ）の採捕の制限や禁止等の措置が講じられることが予想され、日本の鰻を食する産業のひとつが消滅の危機と成りつつあり、稚ウナギ（シラスウナギ）を増やす試みや、完全養殖に向けた取組が急務となっている。

4. 地場産業

本町は、第1次産業を基軸とした数多くの地場産品を有しているものの、小規模経営や後継者不足、生産量、流通経路など課題も多い。しかしながら、地場産業の振興は、地域定住希望者に対する雇用機会の増大及び所得水準の向上等、地域経済の活性化を図る上で最重要課題であるので、企業や関係団体、行政が一体となって、地域の产品や商品の付加価値を高めることによるブランド化に取り組むとともに、生産・加工・流通・販売について一貫したシステムを構築するなど、地場産業の新たな展開と創出を図りながら、地域性を生かした地域経済の活性化を促進することが望まれる。

5. 企業誘致

長期的な経済の低迷からやや脱した感のある日本経済ではあるが、地方において経済の回復は未だに実感が出来ていない状況にあり、企業の生産基盤についても、やや日本回帰の傾向はあるものの、多くの企業については依然として海外に生産基盤を置いている現状にある。このような社会経済情勢の中、都市部から遠隔地である過疎地域においては企業の進出は依然として厳しい状況にある。

しかし、若者の定住と雇用力の強化を促進するためには、地域産業の活性化と併せて新たな企業誘致が不可欠である。本町においては、東九州自動車道などの高速交通体系を有効に活用しながら、地域企業との調和や連携、農地の効率的利用や自然環境の保全を図りつつ、企業誘致を進める必要がある。

また、進出企業や地元企業等を支援する施策を検討するなど、地域産業の活性化に努めていくことも必要である。

6. 商 業

本町の商業は、大半が零細で小規模な個人の経営体で占められており、食料品や日用・雑貨用品を中心とした経営形態が主流をなしてて、経営者・従事者の高齢化や後継者不足、空き店舗解消等の問題を抱えながら、その経営状況は決して良好とはいえない。消費者ニーズの高度化・多様化、交通・情報網の整備はますます購買行動範囲を拡大させ、消費生活圏が広域化している。

このような厳しい商業環境の中で、商工会を中心に地域商業振興のための積極的な取り組みがなされているが、消費者ニーズとライフスタイルの変化に対応して、地域コミュニティ機能を備えた文化的で魅力ある商店街の形成に努めるとともに経営環境の変化に対応し、個性ある街並みや購買力を促進するための方策を図る必要がある。

7. 観光・レクリエーション

従来の団体旅行の「見る」観光から、小グループによる「参加・体験・学習」などの主体的な観光を求める傾向が強くなっている。また、個々の観光地点だけでなく、それらを含む地域全体の景観や美観を重視する傾向も高まっている。

7 kmに及ぶ白砂青松の美しい景観で知られる本町の海岸線は、日南海岸国定公園内に位置し、豊かな自然や海浜レジャーを求めて訪れる多くの人々に親しまれている。特に、町営プール、キャンプ場、芝生広場等が整備されている「くにの松原」は、年間を通して町内外の人々に利用されており、今後も、この「くにの松原」を、豊かな自然を生かした本町を象徴する観光地としてPRしていくなければならない。また、この「くにの松原」の背後地に大隅地域の融合の広場として整備された「ふれあいの里公園」と、これに隣接する広域交流活性化センター「あすぱる大崎」、道の駅「くにの松原おおさき」は、本町の特色を生かした多様な機能を有する施設として地域住民に広く親しまれているが、今後は、この施設を「くにの松原」と相互に連結する観光レクリエーション施設として生かすため、これらを一体化するための方策を構築する必要がある。

そのほか、志布志湾が一望できる「いこいの森」や、自然とふれあう「四季の森」、国の重要文化財に指定されている「横瀬古墳」、さらには伝統行事としての「荒佐祭り」等々、本町は多彩な観光資源をもちあわせているが、今後は、これらの自然や歴史と融合しながら「ふれあいフェスタ」など従来のイベント等と併せ、近隣市町との連携を図るなど広域的観光の推進が課題である。

第2節 その対策

1. 農業

本町の農業振興を図るために、新たな「食料・農業・農村基本計画」を踏まえ多様な農業者の育成を進め、継続的な農業経営の展開や多様なニーズに対応した生産が可能な環境を整備し、活力ある農業・農村の構築に向けた取組み、農業後継者の確保、担い手農家の育成等を、関係機関・団体等一体となって推進していく。また、農地の高度利用と農地集積による法人経営体や個別経営体等の育成に努め、畑かんの利用推進や人・農地プランに基づく農地中間管理事業による農地の貸借の推進など経営規模の拡大と生産性の向上を図り、内外の産地間競争に対応できる農業経営の基盤づくりに努める。

また、農業のもつ自然の循環機能を確保し、総合的病害虫管理技術（IPM）を推進するとともに、消費者に「安心・安全」な農産物を提供するため、第三者による認証制度や生産履歴の記帳を進め、信頼される産地づくりを行う。また、良質な完熟堆肥等を活用した土づくりと持続性の高い農業生産方式の導入を図ることで、環境負荷の軽減に配慮した農業を促進し、畜産農家と耕種農家が連携し畜産飼料自給率の向上や環境に優しい農業の確立に努める。

さらに地域の特性を活かし広大な農地の有効利用を図るため、機械化体系の確立や省力栽培技術・新品種の導入、併せて女性が農業経営やその他の活動に参画する機会の増大、地域の多様な資源を活用した6次産業化、付加価値を付けた農業等を推進し、農家所得の向上、安定を図る。また、都会に暮らす人々が農家等に滞在して、農山漁村の自然や文化に触れ、農山漁村の仕事や生活が実感・体験できる農家民泊等のグリーン・ツーリズムを開拓し、都市と農村の交流を図る。

次に農業農村整備であるが、近年の異常気象による豪雨災害は、農業生産基盤や生活環境基盤に甚大な被害を及ぼすことが懸念され、排水対策など総合的な対策を講ずる必要がある。

そのため、農業用施設の点検・診断を定期的に実施し、施設の維持管理と長寿命化を図る一方、農業生産の安定した経営維持だけでなく、地域住民の安心安全な生活環境を確保する観点から、防災減災の対策を視野に入れた排水施設・調整池などの整備について、事業計画の見直しや新規事業の検討を行い、農地侵食防止などの事業を活用し整備を進めていく。

また、農地中間管理事業による農地の集約に伴い、大規模経営の農家や農業法人等の進出により、著しく農業機械は大型化していることから、農道の整備は必要不可欠であり、引き続き畠地帯総合整備事業等を最大限に活用し、農道の整備を図っていく。

さらに、担い手農家の安定した農業収入の確保が、農業振興の拡充に繋がることか

ら、水利用を柱とした営農体形を確立するため、農家、曾於南部土地改良区、関係機関が連携し、散水施設を活用した畠地かんがい事業を推進していく。

水田については、不安定な米価格が続くなかＴＰＰ交渉の展望など、将来に向けた営農体形が不透明ではあるが、農地中間管理事業による農地集約と大規模農家の進出により、耕作放棄地の解消に繋がっている。

同時に、多面的機能支払交付金事業が定着してきており、農道・水路等の維持管理や長寿命化、景観形成など、地域一体の取り組みが充実してきている。

今後も当該事業を推進しながら、農地の保全・管理を図っていく。

2. 林業

県段階で示された「多様で健全な森林づくり」と「『木材供給基地かごしま』の実現に向けた林業・木材産業の再生」を基本理念とした「鹿児島県森林・林業振興基本計画」に基づく各般の施策を計画に各関係機関と連携して推進する。

また、東アジアへの木材輸出が大幅に伸びている現状や、大型木材加工施設や木質バイオマス発電施設が稼動するなど、木材需要が更に増加することも見込まれていることより、木材を安定的に供給できる体制の整備や人工林伐採跡地における再造林の推進を強化するなど以下の5つの基本目標に沿った施策を推進する。

- ① 森林の整備・保全の推進
- ② 担い手づくりと林業経営対策
- ③ 木材の供給・利用対策
- ④ 特用林産物の産地づくり
- ⑤ 技術開発と普及

3. 水産業

国においては「水産基本法」に基づく「水産基本計画」を策定し、水産資源の回復・管理の推進や国際競争力のある経営体の育成・確保、水産業・漁村が有している多面的機能の発揮などの施策を総合的・計画的に進め、水産業・漁村の活性化を図ることとしている。本町においても、「鹿児島県水産業振興基本計画」に基づき、以下の5つの基本目標に沿って「おさかな王国かごしま」の実現に向け、水産業の振興と漁村の活性化に取り組む。

- ① つくり育てる漁業の推進
- ② 漁業経営対策と担い手づくり
- ③ 水産物の流通・加工・販売対策
- ④ 漁港・漁村の整備と漁村地域の活性化
- ⑤ 水産技術の開発と普及

4. 地場産業

地場産業の経営基盤の安定化を図るために、次代を担う人材の育成、経営者の育成、商品の高付加価値化、新製品や新技術の開発を支援するための条件整備を進める。また、地域産品のブランド化や技術革新、生産性の向上を図るため、農商工連携を促進し、新たな事業創出に努める。さらに地産地消を含め、販路拡大・販売促進を図るため、新たな流通経路が開拓できるよう地域産品のP R活動を進める。

併せて、地域に存する資源の新たな掘り起こしと活用による新たな雇用の創出や、商工団体等の関係機関が一体となって消費者ニーズに対応した地域産品の「大崎ブランド」の確立を図るとともに、企業間や異業種間の情報交換・連携の場を確保し、企業間等で連携して行う事業への取り組み等を支援し、特色ある地場産業の振興に努める。

5. 企業誘致

企業の誘致は、依然として社会経済情勢を背景に厳しい状況にあり、今後もその傾向が続くものと考えられるが、若者の雇用機会の確保や定住促進に必要不可欠であるため、地場産業との調和を図りながら、企業用地や労働力の確保などを進めるとともに、今後、成長が期待される農業や食に関する産業、地域資源や特色を生かした産業についても、積極的に企業の誘致に努める。

また、各産業を有機的に連携させる「農商工連携」による内発型の産業振興を図るため、地元企業の規模拡大や新事業への展開、起業家の創業による立地を推進する。

6. 商 業

本来、地域の商店街は、生活必需品の供給等による直接的な地域住民とのかかわりばかりでなく、人間的なふれあいの場として地域社会づくりを進める拠点としての役割も担っている。

商業振興を図るには、商工会等関係各機関との連携を基本に活力ある商業基盤づくりを進める必要がある。今後は、消費者ニーズに的確に対応するため、商業者の積極的な取り組みをより一層促すとともに、消費拡大を図るための施策や空き店舗利活用に対する支援、各種制度資金の活用により経営の近代化と商店機能を充実させ、ショッピングだけでなく、地域のコミュニティ機能を果たす地域に根づいた魅力ある商店街づくりを推進する。

7. 観光・レクリエーション

本町の貴重な観光資源である「くにの松原」とその後背地に位置する「ふれあいの里公園」，さらに，これに隣接する広域交流活性化センター「あすぱる大崎」と道の駅「くにの松原おおさき」を有機的にリンクさせ，余暇の増大，自然環境への関心の高まりを踏まえ，「おおさき観光案内所」を中心に積極的な情報収集と情報発信，農業や製造業などの地域産業との連携や近隣市町を含めた観光地間の広域的なネットワーク化を図りながら，地域間交流の促進を図るための施策を展開する。

また，「くにの松原」は地域住民すべての人々の大切な共通の財産でもあることから，美しい自然と景観を維持しながら，ここを訪れる人が，快適で健康的なレクリエーションゾーンとして活用できるようにさらに整備を進める。

このほか，「いこいの森」をはじめ「四季の森」，「横瀬古墳」などの豊かな自然，歴史的遺産あるいは伝統的行事やイベント等本町の特色ある観光資源を生かしながら，観光ニーズの多様化に対応した施設として整備する。

第3節 事業計画(平成28年度～32年度)

自立促進施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(1)基盤整備			
	農業	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 持留地区 区画整理(暗渠排水) A = 8.5ha	町	
		農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 木入道地区 改良舗装 L=1,000m W=4.0m	町	
		農業・農村活性化推進施設等整備事業 永吉西地区 改良舗装 L=460m W=4.0m	町	
		農業・農村活性化推進施設等整備事業 堂地地区 改良舗装 L=530m W=4.0m	町	
		農業・農村活性化推進施設等整備事業 在郷地区 排水路 L=165m	町	
		農業・農村活性化推進施設等整備事業 西迫地区 改良舗装 L=300m W=4.0m	町	
		農業・農村活性化推進施設等整備事業 牧東地区 改良舗装 L=630m W=4.0m	町	
		農業・農村活性化推進施設等整備事業 黒石地区 改良舗装 L=240m W=4.0m	町	
		農業基盤整備促進事業 大崎1地区 改良舗装及び排水路改修 L=4,100m	町	
		町単独事業 神領池尻地区 排水路新設 L=360m	町	
		町単独事業 柏岡地区 改良舗装 L=110m	町	
		県営農地侵食防止事業(シラス対策) 負担金 西中沖地区 排水路 L=13,030m	県	
		県営農地侵食防止事業(シラス対策) 負担金 南中沖地区 排水路 L=9,694m	県	
		県営農地侵食防止事業(シラス対策) 負担金 東中沖地区 排水路 L=4,000m	県	
		県営農地侵食防止事業(シラス対策) 負担金 西持留地区 排水路 L=3,000m	県	
		県営畠地帯総合整備事業(担い手育成型) 負担金 第四曾於南部地区 A=1,231ha	県	
		県営畠地帯総合整備事業(担い手育成型) 負担金 第五曾於南部地区 A=482ha	県	
		大隅中央地域農用地総合整備事業負担金 農業用道路 L=7,460m 暗渠排水 A=14.1ha 土層改良 A=16.3ha ほ場整備 A=10.9ha	緑資源機構	
		農村振興総合整備事業負担金 大崎地区 A=223ha	県	
		農村地域防災減災対策事業 大崎地区 排水施設・調整池 6箇所	県	

第3節 事業計画(平成28年度～32年度)

自立促進施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		多面的機能支払交付金事業負担金(農地維持支払及び資源向上支払(共同活動)) 事業負担金 高井田地区 A=33.3ha	活動組織	
		多面的機能支払交付金事業負担金(農地維持支払及び資源向上支払(共同活動)) 事業負担金 持留・岡別府地区 A=26.4ha	活動組織	
		多面的機能支払交付金事業負担金(農地維持支払及び資源向上支払(共同活動)) 事業負担金 仮宿地区 A=36.1ha	活動組織	
		多面的機能支払交付金事業負担金(農地維持支払及び資源向上支払(共同活動)) 事業負担金 上永吉地区 A=89.8ha	活動組織	
		多面的機能支払交付金事業負担金(農地維持支払及び資源向上支払(共同活動)) 事業負担金 下永吉地区 A=99.3ha	活動組織	
		多面的機能支払交付金事業負担金(農地維持支払及び資源向上支払(共同活動)) 事業負担金 横瀬地区 A=84.7ha	活動組織	
		多面的機能支払交付金事業負担金(農地維持支払及び資源向上支払(共同活動)) 事業負担金 田原川右岸地区 A=59.3ha	活動組織	
		多面的機能支払交付金事業負担金(農地維持支払及び資源向上支払(共同活動)) 事業負担金 長田地区 A=94.8ha	活動組織	
		多面的機能支払交付金事業負担金(農地維持支払及び資源向上支払(共同活動)) 事業負担金 益丸地区 A=47.2ha	活動組織	
		多面的機能支払交付金事業負担金(農地維持支払及び資源向上支払(共同活動)) 事業負担金 菱田地区 A=135.7ha	活動組織	
		多面的機能支払交付金事業負担金(農地維持支払及び資源向上支払(共同活動)) 事業負担金 中沖地区 A=61.2ha	活動組織	
		多面的機能支払交付金事業負担金(資源向上支払(施設の長寿命化)) 事業負担金 高井田地区 A=33.3ha	活動組織	
		多面的機能支払交付金事業負担金(資源向上支払(施設の長寿命化)) 事業負担金 仮宿地区 A=36.1ha	活動組織	
		多面的機能支払交付金事業負担金(資源向上支払(施設の長寿命化)) 事業負担金 上永吉地区 A=89.8ha	活動組織	
		多面的機能支払交付金事業負担金(資源向上支払(施設の長寿命化)) 事業負担金 下永吉地区 A=99.2ha	活動組織	
		多面的機能支払交付金事業負担金(資源向上支払(施設の長寿命化)) 事業負担金 田原川右岸 地区 A=58.8ha	活動組織	
		多面的機能支払交付金事業負担金(資源向上支払(施設の長寿命化)) 事業負担金 益丸地区 A=47.2ha	活動組織	
		多面的機能支払交付金事業負担金(資源向上支払(施設の長寿命化)) 事業負担金 横瀬地区 A=84.7ha	活動組織	
		多面的機能支払交付金事業負担金(資源向上支払(施設の長寿命化)) 事業負担金 菱田地区 A=85.7ha	活動組織	
		多面的機能支払交付金事業負担金(資源向上支払(施設の長寿命化)) 事業負担金 中沖地区 A=61.2ha	活動組織	

第3節 事業計画(平成28年度～32年度)

自立促進施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
(7)商業 その他				
		商工会振興事業補助金	商工会	
		商工業資金利子補給補助金	商工会	
	(8)観光又はレクリエーション			
		町営プール整備事業	町	
		くにの松原整備事業	町	
		くにの松原景観維持活動事業	シルバー人材センター	
		観光拠点施設整備事業	町	
	(9)過疎地域自立促進特別事業	あすぱる大崎長寿命化対策事業	町	
		ふれあいフェスタ補助金	実行委員会	
		商業支援対策事業補助金	商工会	
	(10)その他	商工会イベント事業補助金	商工会	
		畜産基盤再編総合整備事業	県地域振興公社	
		地方公共交通特別対策事業補助金	町	

第3章 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

第1節 現況と問題点

1. 国・県道

国道・県道の整備については、概ね整備は進んでいるものの、国道においては歩道の未設置区間と幅員の狭小区間があり、その整備促進が必要となっている。

主要地方道大崎輝北線については、歩道設置事業の進捗が遅れており、また一般県道黒石串良線については、通行の安全を図るために未改良区間の整備促進が急務となっている。更に、最近では交通量の増加や車両の大型化に伴う舗装の損傷が顕在化してきている。

平成26年12月に東九州自動車道の野方ICが供用開始となり、これに連結する国道・県道における交通量が著しく増加の傾向にあり、早急の整備が必要である。

2. 町道

町道は、住民の通勤・通学・買い物などの社会生活と密接に関係し、日常生活に欠かすことのできない生活道路として広く利用されている。町道整備は、平成26年度末で226路線、303.7kmのうち改良整備率は約88%であり、依然として未整備の部分が残されている。また、過疎化、高齢化が進行する中、道路の通行の妨げとなる草木の伐採については、建設業の減少や作業従事者の高齢化も進行することが危惧されることから、幹線道路や生活道路の維持管理作業を軽減するためのメンテナンスフリー化を促進していく必要がある。また、建設後相当年数を経過し、老朽化した橋りょう及び舗装のひび割れや、わだちが著しいことから、通行の安全を図るための措置が必要である。

3. 交通機関

本町における地域住民の貴重な公共交通である路線バスは、町内をはじめ近隣市町への通勤・通学・通院などの交通手段として運行されている。しかし、近年における急速な少子高齢化の進展や移動のための交通手段に関する利用者の選考の変化により利用者の減少が続き、路線バスの維持・確保が課題となっている。路線バスは、地域住民の生活に必要な交通手段であることから、運行事業者等と路線バスの利用確保対策を協議し、公共交通機能の充実を図る必要がある。

4. 情報通信

役場庁舎内のネットワークシステムについては、窓口業務を中心とした行政事務の基幹システムとなっている総合行政システムや、セキュリティサーバ等ネットワーク機器が、サポート期間満了により故障リスク等が高まることからシステム機器の更新が必要となってくる。また、社会保障・税番号制度が導入される中で、全国的に個人情報漏洩等の事案が相次いでいることから、住民が個人情報の取扱いを懸念することが予想される。

また、本町の情報通信基盤は、町内全域において ADSL サービスが利用可能であったが、平成 26 年度から 2 カ年計画で行った光プロードバンド整備により町内幹線道路を中心にほとんどの地区において高速大容量の通信サービスが提供できる環境が整つており、今後は、その情報通信技術を活用できる環境づくりを検討していく必要がある。

次に税務関係だが、固定資産税は、町財政の基幹税目として重要な役割を果たしている。固定資産税における公正で適正な課税を実現させるためには、課税客体の正確な把握が不可欠であることから家屋の全棟調査事業が急務となっている。

また、地籍図のデジタル化や税金等のコンビニ収納業務を導入することで業務の効率化が図られるとともに、住民サービスの向上にも繋がることから、早期に導入を検討していく必要がある。

なお、本町の航空写真は、平成 13 年度に撮影されたものを使用しており、現状にそぐわないものとなっている。

5. 地域間交流の促進

本町は、豊かな自然や歴史的遺産、温泉等の有数の観光資源を有しているものの、十分にその資源がネットワーク化されていないため、地域間交流への取り組みが遅れている状況である。今後、近隣市町と連携した広域的な観光ルートの確立やグリーン・ツーリズムの推進など、消費者の多様なニーズを満たす観光の振興や観光産業を育成するなど、都市等との交流を図るための取り組みが必要である。

第2節 その対策

1. 国・県道

国道・県道の整備については、町道との総合的な交通施策による連携を図り、地域づくり、まちづくりと連動した整備が必要である。歩道整備や舗装の改修整備については、今後、関係機関と連携を図り早期整備促進を図る。特に一般県道黒石串良線は、野方ＩＣの開通に伴い交通量が増加し沿線住民の危険度も高くなっていることから、早急な整備が必要であることから、地域間のネットワークを形成する道路として関係機関に要望して行く。

東九州自動車道は、本町の浮揚発展を図るうえで必要不可欠なものであるので、志布志ＩＣ～鹿屋串良ＪＣ区間の早期完成に向け、近隣自治体と連携し関係機関に強く要望していく。

2. 町道

地域住民生活に密着した幹線道路・生活道路の交通の円滑化と事故防止に努めるとともに、町民生活の安全を図るために、計画的・効果的・効率的な改良や舗装改修等の整備促進を行い、地域の活性化と日常生活の利便性の向上を図るとともに、道路の草木伐採の負担軽減のため、メンテナンスフリー化や年間を通して道路を良好な状態に保つための、維持管理業務を進めていく。

また、橋りょうや道路構造物等の点検を定期的に行い、早期に修繕等の対策を計画的に整備を行うことで、施設の長寿命化を図る。

3. 交通機関

路線バスは、地域住民の生活に必要な交通手段であることから、今後も運行事業者と連携し利用者の利便性・安全性の向上が図られるよう支援するとともに、利用実態調査やバス利用の啓蒙啓発を行うなど、運行事業者や近隣市町と安定的な路線確保に向けた取り組みや情報交換に努める。

また、新幹線全線開業に向け、二次・三次アクセスや観光ルートを広域的に整備するなど、路線バスの利用促進を図る。

4. 情報通信

総合行政システム、セキュリティサーバ等ネットワーク機器については、行政事務に支障が生じないよう、適切な時期にシステム機器の更新を行っていくとともに、その際は、システムのクラウド化を検討し、国が進める行政のIT化と業務改革の推進に努める。

また、個人情報漏洩等に対する住民の不安を解消するため、セキュリティ対策の強化と個人情報の適切な取扱いを徹底するとともに、各種行政事務の効率化や、住民の利便性の向上のため、個人番号カードの普及に努め、今後、住民が光ブロードバンドやモバイルネットワークなどの情報通信技術の恩恵を享受できる安心安全な環境整備を図っていく。

次に町税関係では、近年、税に対する納税者の関心は高くなってきており、的確・迅速な客体の把握と公平かつ均衡ある課税の推進が求められているため、家屋の全棟調査事業と航空写真の更新が急務となっている。

また、住民サービスを向上させるため、地籍図のデジタル化やコンビニ収納業務の導入を早期に実施すべきである。

5. 地域間交流の促進

都市住民を中心にゆとりある生活、自然環境への関心が高まっている。このため、本町の豊かな自然や歴史・文化遺産など、本町ならではの優れた地域資源を生かした取り組みを進めるとともに、近隣市町との広域的な連携を充実させ、地域情報の効果的な発信に努める。

また、「地域活性化施設野方あらさの」・「広域交流活性化センターあすぱる大崎」・「道の駅くにの松原おおさき」・「くにの松原」等の観光資源を活用してネットワーク化を図り、地域間交流の拠点整備を図る。

第3節 事業計画(平成28年度～32年度)

自立促進施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(1)町道			
	道路	横内～中村線 改良舗装 L=610m W=9.25m	町	交付金
		永吉～菱田線 改良舗装 L=1200.0m W=7.5m	町	交付金
		水之谷～荒谷線 改良舗装 L=1650.0m W=7.5m	町	
		文化通～後迫線 交差点改良 L=150.0m W=6.0m	町	
		農協前通り線 舗装改修 L=225.0m W=5.0m	町	
		三文字～崎園線 改良舗装 L=930.0m W=9.25m	町	
		三文字～西迫線 歩道改修 L=510.0m W=12.0m	町	
		持留～中沖線 舗装改修 L=5100.0m W=7.0m	町	
		益丸～大明橋線 舗装改修 L=2000.0m W=7.0m	町	
		角堂～倉元線 改良舗装 L=360.0m W=5.0m	町	
		町西～後迫線 歩道改修 L=560.0m W=12.0m	町	
		西迫～神領線 歩道改修 L=450.0m W=12.0m	町	
		南中組～中村線 改良舗装 L=450.0m W=5.0m	町	
		档ヶ山～立山線 舗装改修 L=450m W=5.0m	町	
		新調堀～雪山線 舗装 L=580m W=4.0m	町	
		樺岡～栗之峰線 舗装改修 L=210m W=5.0m	町	
		町西～後迫線 改良舗装 L=310m W=4.0m	町	

第3節 事業計画(平成28年度～32年度)

自立促進施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	橋りょう	崎園橋 L=43.0m W=5.0m 第一仮屋ヶ谷橋 L=12.0m W=5.3m 猿喰橋 L=14.0m W=4.0m 松ノ尾橋 L=21.8m W=9.8m 若松橋 L=21.0m W=4.0m 小能橋 L=36.0m W=6.05m 轟橋 L=12.0m W=4.0m 弁付橋 L=43.0m W=5.0m 迫下橋 L=46.0m W=5.0m	町	
	(5)電気通信施設等情報化のための施設			
	防災行政用無線施設	防災行政無線整備	町	
	その他			
		家屋全棟調査事業	町	
		地籍情報管理システム	町	
		航空写真事業	町	
		コンビニ収納業務	町	
		セキュリティサーバ等整備	町	
		総合行政システム等整備	町	
	(10)過疎地域自立促進特別事業			
		地方公共交通特別対策事業補助金 町民生活を支える路線バスの維持・確保に努め、利用者の利便性が向上するよう支援を行う。	町	

第4章 生活環境の整備

第1節 現況と問題点

1. 水道

水道普及率が98%を超えた今日、水道は地域そのものと密接不可欠のインフラであり、住民生活や社会経済活動を支えるのに必要な水を安定的に供給することが第一義的役割であることは言うまでもない。今後、人口減少に伴い給水総量も減少していくことを考慮すれば水道システムの再構築、ダウンサイジングと持続可能な運営基盤の確立が不可欠になっている。

水道施設は、経年とともに老朽化が著しく、安定した給水を維持するためには、更新と維持補修に努めることが必要となっていることから今後は、施設と管路の耐震化を考慮しながら施設の更新を図っていかなければならない。

2. 下水道

これまで、市街地の雨水排水対策については平成5年度までに整備を終えた都市下水路により概ね解消されていたが、近年の異常気象によるゲリラ豪雨により三文字地区的浸水被害が発生しており住民生活に支障を来たしていることから必要な対策を講じなければならない。

公共下水道は、河川等の水質の浄化や生活環境の改善を図るため、平成8年度に着手し仮宿地区、横瀬地区を中心に約182haが供用開始されている。

しかしながら、近年の人口減少や少子高齢化、地域社会の構造の変化など下水道を取り巻く社会情勢は大きく変化し公共下水道の見直しが急務となったため、経済性にもとづいた検討や、本町の財政状況や住民の意向を総合的に判断した結果、平成26年度事業計画変更手続きを行い全体計画を460haから240haに区域の規模縮小を図った。

施設については、供用開始後10年以上が経過し大崎クリーンセンターやマンホールポンプ等の老朽化による修繕や更新に多額の費用が見込まれる。

3. 廃棄物処理施設

廃棄物は、その発生形態や形状の違いから、一般廃棄物と産業廃棄物に大別される。私たちの日常生活に伴って生じる生ごみ、粗大ごみ等の一般廃棄物については、再資源化・減量化を推進して最終処分場の延命を図っている。一方、一般廃棄物の再資源化については、民間企業の中間処理施設及び堆肥化施設に処理を委託している。ごみ処理問題については、広域化の下で施設の大型化を選択する自治体が多い中、本町は莫大な予算を必要とする施設の建設という手段を選択せず、民間施設を有効に活用して、将来の目標「埋め立てごみゼロ」を目指し、「ごみゼロミッション」の推進に向け、再資源化対策を継続することが重要な課題である。

産業廃棄物については、排出した事業者が自ら処理するという「排出事業者処理責任の原則」がある。建設・農畜産業等に伴って生じる産業廃棄物の処理については、適正な処理がされるよう指導が必要である。

(1) ごみ処理施設

曾於南部清掃センターの埋め立て処分量は、平成10年にごみの分別収集が開始されてからごみの減量化と再資源化が図られ、最終処分場の延命につながっている。しかしながら、延命化にも限度があるため、再資源化されずに埋め立て処理されているごみの資源化を図る必要がある。

生ごみ等の再資源化施設及び中間処理施設については、民間企業の施設に処理を委託している。原料リサイクル品として付加価値を高めるため施設のさらなる充実を図る必要がある。

(2) し尿処理施設

し尿処理は、衛生センターで処理しているが、処理施設の老朽で修繕等による負担金の増額が懸念される。

4. 消防施設

本町の消防防災業務は、常備消防の大隅曾於地区消防組合と、各地域に組織されている7分団(中央・大丸・菱田・中沖・持留・野方・特設分団)の非常備消防団で組織されており、消防署と連携を図りながら、地域住民が安心して暮らせるよう万一の災害等に対応できる体制を整えている。また、近年、消防団員の就業形態が大きく変わり、昼間の災害活動に出動できる団員が減少していることから、特設分団を新設し団員確保に努めるなど、今後も団員の確保は重要な課題となっている。

消防水利や消防資機材などの消防施設については、定期的に点検を行い、火災や自然災害などの非常時に備え年次的に整備しているが、年々施設の老朽化が進み、消防活動等に支障をきたす恐れがあることから、消防力の充実のための機材等の整備が必要となっている。

なお、防災行政無線については、機器等の整備、更新等を実施しながら、引き続き正確で迅速な情報伝達の効率的な整備を図る必要がある。

5. 公営住宅

本町では現在183戸の公営住宅を管理しているが、建設後相当年数を経過していることから、老朽化が進行し、安全・安心な住宅の提供ができているとは言い難い状況になってきている。

6. その他

(1) 生活雑排水

河川等の水質汚染の一因となっている廃食油は、平成13年度より始まった生ゴミの回収とともにリサイクルしている。

生活雑排水及びし尿処理については、平成12年度からの合併処理浄化槽設置整備の補助事業導入により、これまで1,700基を超える合併処理浄化槽が設置され、下水道と併せると町内の約6割の家庭が水洗化されている。しかし、まだ約4割の家庭（単独処理浄化槽+汲み取り等）が未処理のまま河川等に排出しており、河川や海域の水質に大きな影響を及ぼしている。

なお、鹿児島県知事がマニフェストに掲げる水洗化の目標値を80%（県全体平均値）と設定しているが、本町の生活排水処理基本計画では平成31年度目標値69.3%となっており、大きな開きがある。

(2) がけ地近接等危険住宅

がけ地近接等危険住宅については、これまでがけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼす恐れのある土地に建てられた危険住宅を安全な場所への移転を促進するため、啓発及び現地調査等を進めているが、移転対象となる住宅所有者の高齢化等により、移転経費に対する融資を受けることが困難なことから、補助事業による危険住宅の移転をできないことが考えられる。

(3) 集落環境整備

集落内の整備については、総合整備事業や県単独事業を活用し、総合的に集落道や農業用排水路の整備を進めてきたが、近年の局地的なゲリラ豪雨により想定外の災害が発生したことを踏まえ、多岐にわたり現地の点検診断などを行い、農業生産基盤の保全・整備と安心安全な生活環境基盤の整備を図ることが必要である。

(4) 犬の登録及び予防注射

地域住民に密着した事務は、住民の身近なところで住民の意思を反映しながら処理されるべきとの考えのもとに、犬の登録・鑑札の発行・注射済票の交付等が町で執行されることになっており、年1回の狂犬病予防注射、飼育するにあたってのマナー等、飼育者への啓発を行っているところである。

登録犬の予防注射率は、概ね90%弱の高い水準で推移しているが、未登録犬、放し飼い、野犬等への対応が課題となっている。

(5) 都市計画

都市計画区域内の幹線都市計画道路は、整備済であるがその他については未整備箇所もあるため、定住化促進の観点から市街地周辺の居住環境の整備や住宅建設促進のための整備を図る必要がある。

(6) 河 川

河川は、多様な生物を育む貴重な公共の場であるとともに、地域の風土や文化を形成する重要な要素でもある。さらには、水と親しむ憩いの場としても重要な役割を果たしている。

本町には、二級河川、準用河川、合わせて9河川が存在するが、二級河川については、改修済みであるものの、農業形態の変化等により広大な農地から短時間に大量の水が流入し、水位の急上昇が起こり、市街地のほか道路や農地の冠水や堤防決壊の恐れがある危険箇所が見受けられる。また、人が水と親しむ親水護岸整備も数少ないことから、治水、親水の観点から整備を促進する必要がある。

(7) 土砂災害危険箇所

本町の土質は、特有のシラス土壌の上に形成された黒色火山灰土壌が多く、豪雨のたびに土砂崩壊の災害が発生しやすい現状にある。特に急傾斜地、土石流危険渓流等の危険箇所に指定されている区域については、住民の財産と生命を守るうえで関連事業を導入し、整備を進めていく必要がある。

(8) 住環境

過疎化や少子高齢化の進展により、空き家等の危険廃屋が増加している。廃屋は、住環境・自然環境の景観悪化に加え、台風時の倒壊や火災の危険性もあることから、危険廃屋の解消に向けた取り組みが必要である。

第2節 その対策

1. 水道

安全で安心な水の安定した供給を行うために水源の確保、適正な水質管理、地震等の自然災害に強い水道施設を確保するための更新と維持補修を実施する。さらに、水道事業の健全経営のため、漏水調査の実施により有効率の向上を図る。

2. 下水道

近年のゲリラ豪雨による三文字地区の浸水を解消するため、排水不良となっている区域の見直しを行い関係課と調整を図りながら排水対策を行う。

公共下水道については、平成26年度全体計画を240haに規模縮小したことから新たな地域への管布設の拡大を行うことなく、下水道処理区内への定住促進、企業の誘致など町の活性化計画との連携を取りながら必要な部分について整備を図っていく。また、規模縮小に伴う水洗化率の低下については合併処理浄化槽のより一層の推進を行う。

大崎クリーンセンター内の施設やマンホールポンプは、老朽化による修繕・更新に多額の費用を要することから、補助事業として対象となるものについては、健全度に関する点検・調査結果に基づき、長寿命化対策に係る計画を策定し計画的に改善を図っていく。

3. 廃棄物処理施設

一般廃棄物については、曾於南部清掃センターと民間企業各施設の有効活用し、ごみの減量化と再資源化のより一層の徹底を図る。

また、産業廃棄物の適正処理についての事業者の理解を深めるため、県と協力し、指導・啓発及び不法投棄対策の推進に努める。

(1) ごみ処理施設

曾於南部清掃センターは、生ごみ等の資源化により、埋め立て処分量が大幅に減少し、施設の延命化が図られている。今後も、粗大ごみで資源化できるものは、中間処理施設で破碎分別処理し、できる限り資源化を行う。また、埋め立て処分をしている一般ごみについても資源化の検討、実施に努め「埋め立てごみゼロ」を目指す。また、生ごみ等の資源ごみ処理については、民間施設に引き続き委託を行っていく。

「環境にやさしいまち」づくりは、今後も住民の理解と協力が不可欠であり、環境学習の必要性が高まっているため、リサイクルセンターを「リサイクルプラザ」として位置づけ、その機能の整備・充実を図るとともに、住民、事業者に対して、一般廃棄物の適正な処理と不法投棄防止の啓発に努める。

(2) し尿処理施設

し尿処理を行っている衛生センターが老朽化しているが、今後も、修繕等により維持管理に努める。

4. 消防施設

常備消防については、火災等に対応できる体制を充実する一方、消防機器の整備充実を図る。また、非常備消防団については、消防力が低下しないよう消防団員確保のための継続的な団員募集・勧誘を行い、団員の資質の向上を図るために団員研修等への参加を積極的に呼びかけ定員確保を図る。

火災や自然災害等に対応するため、防火水槽や消火栓などの消防水利については、迅速かつ的確な消火活動が行えるように年次的に施設の整備及び拡充を図る。

さらに、自主防災組織の組織率を高め、育成に努めながら、地域住民の安全・安心の確保を図る。防災行政無線については、正確で迅速な情報伝達に努めるとともに、情報通信技術を活用した防災体制の整備充実を図る。

5. 公営住宅

安全・安心な住宅環境を維持するため、大崎町公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な修繕や建て替えを実施し、公営住宅のライフサイクルコストの縮減を図る。

6. その他

(1) 生活雑排水

河川等の水質汚濁防止や生活環境の改善のため、今後も町民に対し生活排水対策の必要性や浄化槽の維持管理の重要性等について啓発を行い、合併浄化槽設置整備を計画的に実施し、設置基数の増に努める。

また、本町の生活排水処理基本計画の目標値達成を図るとともに、鹿児島県知事が示す水洗化の目標値達成に努める。

(2) がけ地近接等危険住宅

がけ地近接等危険住宅の居住者にがけ地の崩壊による被害の重大さを理解してもらうために、がけ地に近接している危険な住宅等の移転の必要性の啓発を行い、高齢等の事由により、移転経費の捻出が困難な場合については、その費用負担軽減を図るために、新たな住宅建設によらない移転方法を提案することにより、危険住宅の解消を図る。

(3) 集落環境整備

豪雨による集落内等の冠水被害の発生にともない、農道・集落道、排水路など農業生産基盤と生活環境基盤の点検診断を行い、整備状況を見直し、引き続き総合整備事業や県単独事業を最大限活用した整備に取り組んでいく。

また、事業化が困難なものについては原材料支給で生コン等の支給を行なっていく。

(4) 犬の登録及び予防注射

今後も、年1回の予防注射の徹底を通じて、飼育者の動物愛護意識の高揚を図り、野良犬の発生を抑制し、引き続き狂犬病の発生防止、及び公衆衛生の向上を図る。

(5) 都市計画

都市施設には、道路、公園、上下水道等があるが、住民が快適で潤いのある居住環境の中で生活できるよう整備等を推進するとともに魅力ある「住みたくなる町」を形成するための快適居住環境の充実を図る。

(6) 河 川

二級河川に堆積した土砂、草木類の除去を行い河川の流下能力を確保し、護岸、築堤等の改修をはじめ、豪雨時に畠地帯から河川への流出量を調整する施設の整備等による災害に強い河川づくりと併せて、水と親しむ憩いの場として活用できる親水護岸の整備などを関係機関に要望していく。

(7) 土砂災害危険箇所

急傾斜地、危険渓流の危険箇所対策については、急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業等の事業導入を行うとともに危険箇所の整備を図り、安全・安心のまちづくりに努める。

(8) 住環境

町民の安全安心な生活を守り、住環境や自然環境に配慮した良好な景観づくりを促進するため、危険廃屋の解消に向けた支援を行う。

第3節 事業計画(平成28年度～32年度)

自立促進施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
3 生活環境の整備	(1)水道施設			
	上水道	下持留下原線配水管布設替 L=411m DIP ϕ 250mm	町	
		国道220号配水管布設替 L=1490m DIP ϕ 150mm	町	
		木入道下原線配水管布設替 L=1650m DIP ϕ 200mm	町	
		県道黒石串良線配水管布設替 L=2500m VP ϕ 50mm	町	
		仮宿下原線配水管布設替 L=1000m DIP ϕ 250mm	町	
		水之谷荒谷線配水管布設替 L=1650m VP ϕ 75mm	町	
		永吉菱田線配水管布設替 L=1200m VP ϕ 75mm	町	
		角堂倉元線配水管布設替 L=360m VP ϕ 50	町	
		三文字崎園線配水管布設替 L=930m VP ϕ 75	町	
		南中組中村線配水管布設替 L=450m VP ϕ 75	町	
		横内中村線配水管布設替 L=610m VP ϕ 100mm	町	
		桙岡地区配水管布設替 L=113m VP ϕ 50mm	町	
		農業・農村活性化推進施設等整備事業 牧東地区配水管布設替 L=630m VP ϕ 40mm	町	
		農業・農村活性化推進施設等整備事業 堂地地区配水管布設替 L=530m VP ϕ 50mm	町	
		農業・農村活性化推進施設等整備事業 永吉西地区配水管布設替 L=460m VP ϕ 50mm	町	
		農業・農村活性化推進施設等整備事業 西迫地区配水管布設替 L=300m VP ϕ 50mm	町	
		農業・農村活性化推進施設等整備事業 黒石地区配水管布設替 L=240m VP ϕ 50mm	町	
	(2)下水処理施設			
	公共下水道	大崎処理区 全体計画 A=240ha 認可計画 A=240ha 長寿命化計画(処理場)	町	

第3節 事業計画(平成28年度～32年度)

自立促進施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(3)廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	曾於南部厚生事務組合清掃センター負担金	組合	
		ごみ収集運搬・処理業務	町	
	し尿処理施設	曾於南部厚生事務組合衛生センター負担金	組合	
	(4)消防施設			
		耐震性貯水槽(防火水槽)設置事業	町	
		消防車両(小型動力ポンプ付積載車等)整備事業	町	
		消防防災施設整備事業大隅消防組合負担金	組合	
		大崎救急分駐所等整備工事	町	
	(5)公営住宅			
		大崎町公営住宅等長寿命化計画変更	町	
		ひばりヶ丘住宅建替(PFI)	町	
		野方住宅長寿命化型改善	町	
	地域優良賃貸住宅	吹切住宅長寿命化型改善	町	
		旭ヶ丘町営住宅耐震診断	町	
		文化通住宅2号棟整備(PFI)	町	
		正坂住宅2号棟整備(PFI)	町	
		ひばりヶ丘住宅整備(PFI)	町	
	(7)その他			
		曾於南部厚生事務組合火葬場負担金	町	
		浄化槽設置整備事業補助金	町	

第5章 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

第1節 現況と問題点

1. 高齢者福祉

本町の65歳以上の高齢者は、4,884人で総人口に占める割合は35.15%（平成27年8月1日現在）となっており、2015年には「団塊の世代」が高齢期をむかえることになります高齢化率の増加が見込まれる。

このような高齢化社会に対応するため要介護状態とならないよう予防を重視したシステムとして「大崎町老人福祉計画・第5期介護保険事業計画」を平成24年3月に策定し、介護保険制度の下で必要なサービスの実施と高齢者が要介護（要支援）状態となっても住み慣れた地域や家庭で自立した生活が送れるよう介護予防対策を講じてきた。

今後の計画においては、高齢者の生活の質の維持・向上及び介護保険財政の安定のために、介護保険サービス、インフォーマルサービス、高齢者自身の取組み等により、高齢者の尊厳ある自立を支援・実現していく「地域包括ケアシステム」の構築が必要となってきた。

2. 児童福祉

全国的に少子化が進むなかで、子どもを安心して産み、ゆとりをもって健やかに育てるため、児童手当の支給、乳幼児医療費助成制度、保育所等の利用料軽減など経済的支援を進め、保護者並びに児童の健康増進と、子どもが健やかに育つ環境の整備が必要である。

現在、町立の各保育所（大崎・菱田・中沖・大丸・野方）は全て民営化され、生活様式の多様化や乳児保育等の保育ニーズに対応できる体制を整え、延長保育促進事業、放課後児童健全育成事業（学童保育）をはじめ、育児不安等に対応するための地域子育て支援事業（地域子育て支援センター）を実施しているが、一部施設の老朽化に伴い維持管理費等の増加が考えられるため、将来に向けて保護者が安心して預けられるような整備の必要性があると考えられる。

3. 母父子・寡婦福祉

ライフスタイルの変化に伴い、母子・父子及び寡婦家庭は増加傾向にある。景気は回復基調にあるというものの、本町においては、そのような状況には程遠いのが現状である。こうした中で、多くの家庭は、経済的・精神的に厳しい状況に置かれている。このような家庭に対し、健康保持と生活の安定及び自立への支援対策を講じることで、住み慣れた地域で安心して生活できるよう施策を推進する必要がある。

4. 障害者福祉

本町における身体障害者数は、横ばい傾向にあるが、人口比では微増傾向にあり、障害の内容では内部障害・精神障害者数は増加傾向であり、一方、知的障害者数は減少傾向である。また、障害者の高齢化、障害の重度化が進んできているなかで、障害者の自立と社会参加、生活の質の向上などの意識が高まってきており、障害者福祉のニーズは多様化してきている。

とりわけ、ノーマライゼーションの理念の下、障害者が地域の中で自立した日常生活・社会生活を営めるよう、福祉・保健・医療・教育など各分野と連携を密にし地域全体での支援が出来る仕組みづくりが求められていることから障害者の自立と社会参加の一層の促進を図り、障害者に関する総合的な施策を推進する必要がある。

第2節 その対策

1. 高齢者福祉

現在、高齢者福祉については、地域包括支援センターと一体となって高齢者の心身の健康保持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助・支援を包括的に行っており、一定の成果をあげている。今後もさらに各種団体の協力のもと、地域住民による地域の高齢者を支える「地域包括ケアシステム」の構築を目指して、団塊の世代が75歳を迎える2025年を見据え、在宅医療・介護連携等の新たな取り組みを進めながら、高齢者の自立支援に資する質の高い必要なサービスを提供できる体制の充実に努める。

また、介護保険制度も創設以来、サービス利用等について幅広く浸透してきたが、平成27年4月に大幅な制度改正が行われ、今後も一層の自立支援に向けた適切な介護サービスの提供が必要となっており、利用者が住み慣れた自宅などで、より自立した生活を続けられるように、適正かつ健全に、地域に密着したサービスを提供できるよう努める。

2. 児童福祉

将来、大崎町のまちづくりを担う子どもたちのために、心豊かで健やかに育つ環境づくりと、子どもを安心して生み、子育てに伴う喜びを実感できるような環境づくりを目標に策定した「大崎町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、柔軟な子育て支援に努める。

そこで、今後の保育所のあり方については、すでに民間移管された保育所へより一層の支援を行うことで、効果的な保育事業を提供できるようにサポートしていくとともに、認定子ども園への移行促進を図りながら、多様な保育ニーズに応えるべく多面的な保育事業の実施に努める。

3. 母子父子・寡婦福祉

母子・父子家庭等の健康保持と生活の安定のための「ひとり親家庭医療費助成事業」や、母子父子・寡婦家庭の生活の安定及び自立支援のための生活資金・修業資金・事業資金等を貸し付ける福祉資金貸付制度を活用するとともに、母子・父子自立支援相談員による相談業務や町母子寡婦福祉会の会員の連携を強化することで、母子・父子及び寡婦家庭の福祉の向上と経済的自立を促進する。

4. 障害者福祉

個々の障害の種類・区分・程度を詳細に把握し、障害者のニーズに的確に対応した福祉サービスを提供するとともに、障害者の自立と社会参加への機会の確保など「だれもが安心して暮らせる町」の実現に向けた各種施策を展開し、障害者福祉の充実を図る。

第3節 事業計画(平成28年度～32年度)

自立促進施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(3)児童福祉施設 保育所	放課後児童健全育成事業 放課後児童クラブ支援事業 地域子育て支援拠点事業 延長保育促進事業	町	
		施設型給付費 児童手当支給事業	町	
	(4)認定こども園	認定こども園施設整備事業 保育所等整備事業 施設型給付費	園	
	(7)過疎地域自立促進特別事業	食の自立支援事業 調理の困難なひとり暮らしの高齢者や身体障害者に対し、食の自立支援や栄養改善の観点から居宅に配食サービスを行い、社会的孤独感の解消、安否確認を行い自立した生活を支援する。 マスターズプロジェクト推進事業 運動普及推進員の協力のもと運動指導等を行うことにより高齢者の筋力の維持・向上を図り、自立した生活の確保を支援する。	町	
		在宅ねたきり老人等介護手当支給事業 ねたきり高齢者等の介護者に介護手当を支給することにより、在宅の要援護高齢者等の福祉の増進を図る。	町	

第3節 事業計画(平成28年度～32年度)

自立促進施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
	(8)その他			
		曾於地区介護保険組合負担金	町	
		地域包括支援センター運営事業委託料	包括支援センター	
		曾於南部厚生事務組合養護老人ホーム負担金	町	
		シルバー人材センター事業運営補助金	シルバー人材センター	
		老人クラブ育成事業	町	
		緊急通報体制等整備事業	町	
		在宅介護支援センター運営事業	町	

第6章 医療の確保

第1節 現況と問題点

全国的に少子高齢化が進むなか、住み慣れた環境で、安心して暮すため、自治体の保健衛生の充実や地域住民の地域医療に対する期待は、ますます大きなものになっている。しかしながら、現在、本町の医療施設は内科4施設、歯科5施設と減少傾向にあり、重症患者・救急患者等の大半は近隣市の総合病院に依存しているのが現状で、その件数も年々増加傾向にある。したがって、曾於医師会立病院をはじめとする近隣市の医療機関における受け入れ態勢のより一層の充実が望まれる。

第2節 その対策

住民の健康保持と保健衛生の向上を期すため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健診・特定保健指導、健康増進法に基づく各種がん検診・健康教育・健康相談・訪問指導や乳幼児健診、母子歯科教室、予防接種等による疾病の早期発見・早期治療対策に取り組み、住民の健康保持と保健予防意識の普及に努める。なかでも、女性特有のがん検診の充実及び任意接種ワクチン予防接種費用に対する助成制度の確立を図る。

保健センターは、健診・健康相談・健康教室等、一連の保健事業を実施する拠点として活用する。

今後は、各種検診結果や国保データベースシステム等により生活習慣病の発症・重症化予防を徹底し、医療費と介護給付費の伸びを抑制することで、住民の健康づくりの意識を高め、健康寿命の延伸に努める。また、乳幼児期から中学生までにかかる医療費について助成の充実を図るほか、出産祝い金等を含めた制度を実施することで、子どもを産み育てやすい環境づくりに努める。

第3節 事業計画(平成28年度～32年度)

自立促進施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
5 医療の確保	(3)過疎地域自立促進特別事業			
		子ども医療費助成事業	町	
		予防接種費用助成事業	町	
		大隅広域夜間急病センター負担金	鹿屋市医師会	
	(4)その他			
		共同利用型病院運営事業補助金	郡医師会	
		在宅当番医制事業委託金	郡医師会	
		特定健診及び各種がん検診	町	

第7章 教育の振興

第1節 現況と問題点

1. 学校教育

現在、我が国は、少子高齢化による生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境等が急激に変化している。

このような中、将来を担う子供たちには、こうした変化を乗り越え、伝統や文化に立脚し、高い志や意欲をもつ自立した人間として、他者と協働しながら価値の創造に挑み、社会を生き抜いていく力を身に付けることが求められている。

このため、学校教育においては、子供たちが新しい時代を生きる上で必要となる資質や能力を育むための質の高い教育を推進していくことがますます重要になっている。

そのためにも、知の教育、知り・分かり・出来る喜びを享受させること、自分らしさを追求させること、生き方についての教育、個の確立と自己を正しく主張することができる人間の基礎教育、コミュニケーション能力の育成、地域を生きる人間の教育、学び方の学習、情報社会を生きる人間の教育、上級学校への進学準備教育が必要となる。

学校施設については、校舎や屋内運動場等の老朽化対策を進め、あわせてICT機器等の充実を図ることにより、学校環境の整備に努める必要がある。

2. 生涯学習社会における社会教育

近年の社会情勢の変化の中で、人々の価値観は多様化・多元化し、人間関係が希薄化していくなかで、自己の生活向上を図るために、自発的有意思に基づいて必要に応じ、自分に適した手段や方法を自ら選びながら、それぞれの環境との相互接触により生涯を通じて行う生涯学習が必要とされる。

今後、人とのつながりや出会いの場の提供をより一層推進し、学んだことがボランティア活動や地域社会の発展などに活かされ、適正に評価される社会の構築を図ることや一人ひとりが学びを通して、生きがいの創出につなげることが重要である。

(1) 青少年教育

近年、青少年による凶悪事件の発生や頻発する子どもへの虐待、有害情報の氾濫、コミュニティサイト等による犯罪被害やネットいじめ、過度のネット依存による社

会性の欠如など、青少年に関する諸問題は依然として厳しい状況が続いている。

また、少子・高齢化の進行や核家族化、厳しい雇用情勢、経済のグローバル化、情報化の進展等により、青少年の社会的自立の遅れや雇用形態の多様化、不登校やひきこもり、ニート、フリーターなど社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の増加なども解決すべき課題となっている。

(2) 成人教育

成人教育は、学歴に関係なく自発的な学習意欲に基づき、新たな知識や技術を取得したり、教養を高めたり生活課題に取組む活動が必要とされ、個人の向上と幸福にもつながる。今後は、個人の新たな生きがいづくりと、学びの継続を図るとともに、地域を活性化させる推進役としての役割を担うことが望まれる。

(3) 家庭教育

核家族化、少子化、地域における地縁的な繋がりの希薄化等により、家庭教育力の低下や「子育ての危機」が各種調査等から指摘され、育児の不安から児童虐待へ発展し子どもの人権をおびやかす大きな社会問題となっている。家庭は、子どもに社会生活を送るために必要な習慣を身に付けさせ、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を形成するうえで重要な生活空間であり、全ての教育の出発点である。

(4) 人権教育

人権課題の生起がやむことはなく、近年の急速な情報通信技術の進展や外国人の入国者数の増加等による情報化や国際化に加えて、晩婚化や平均寿命の伸長その他の原因による少子高齢化等により、急激に社会情勢が変化する中、インターネットによる人権侵害、外国人の人権問題、子どもの人権問題、障害のある人や高齢者等の人権問題等が後を絶たず発生している。このような中で、住民一人ひとりが、人権問題に気づき・学び・行動するための施策や研修・啓発を積極的に取組み、人権文化の息づくまちづくりを推進する必要がある。

(5) 生涯スポーツ

急激な社会情勢の変化に伴い、運動をする機会が少なくなり、スポーツ離れや体力の低下が叫ばれるなど、スポーツを取り巻く環境が変化してきているなか、健康保持や体力増進のため気軽に参加できるレクリエーションスポーツの推進が必要となってきており、生涯スポーツ活動の持つ意義や役割は非常に大きい。

だれもが気楽にスポーツを楽しむことができる環境づくりが課題であり、総合体育馆等のスポーツ施設の有効活用が望まれる。

(6) 公民館活動

個々の生活の多様性や少子高齢化に伴う集落加入者の減により、各集落機能の維持が困難な状態が懸念される中、中央公民館と6地区校区公民館との連携を図り、生涯学習の観点にたった地域住民のスポーツ活動・文化活動・レクリエーション活動・ボランティア活動などの場を提供し、地域住民とのふれあいを大切にしながら活性化を図ることが重要である。

(7) 図書館

子どもの読書意欲を喚起することを目的に、幼児や小学生を対象とした読書教室などに取り組み、学校等の団体貸し出しや高齢者等への宅配など様々な活動を展開し読書活動の充実に努めてきた。

しかし、携帯電話やパソコンの普及により学校年齢が進むにつれて、子どもの「読書離れ」「活字離れ」の傾向が進み、子どもが自ら考えて判断する能力や表現力の低下、さらには学力への影響が懸念される。

第2節 その対策

1. 学校教育

本町の教育は、「規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育」「能力を伸ばし、社会で自立する力をはぐくむ教育」「信頼される学校づくり」「地域全体で子供を守り育てる環境づくり」「生涯学習社会へ向けた環境づくりとスポーツ・文化の振興」を推進し、個に応じたきめ細やかな指導により児童生徒の育成に努める。

また、学校施設は、学齢期の子供たちが一日の大半を過ごす活動の場であり、非常災害時における地域住民の避難場所として利用される地域の防災拠点でもあるため、計画的な施設の老朽化対策等に努めるとともに、住民とのふれあいや交流を目的とした地域に開かれた学校づくりの推進を図る。

(1) 学校教育の充実

郷土を愛し、人間性豊かで、心身ともに健康な自己実現をめざす人づくりに努め、児童生徒の自立に向けた学力・体力・気力づくりを進め、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力等の資質や能力の育成を重視し、個性を生かし、「生きる力」を育む教育を充実するとともに、「心を育てる場」としてその役割を見直し、「心の教育」を充実する。

また、家庭・地域・企業等が教育の重要性を理解し、それぞれの教育力の向上を図り、学校を支援する「学校応援団事業」を推進し、地域住民とのふれあい活動を重視した郷土教育等を推進する。

(2) 生徒指導の充実

生徒指導は、表面的に現れた問題行動等に目を奪われることなく、子供たちの内面や心にしっかりと目を向けるとともに、日頃から一人ひとりの子供の良さを理解し、子供自身がそれに気付き、自ら伸ばしていくことができるような開発的・予防的な支援を重視し、授業や特別活動等のすべての教育活動において、すべての教職員がすべての子供たちに対して、計画的・組織的に指導・支援を行う。

いじめや不登校、暴力行為等の問題については、教育相談や教職員研修の充実を図り、全教職員が問題の重大性を的確に把握・認識し、一体となって取り組むとともに、幼・保・小・中の連携と家庭や関係機関との連携を密にして、未然防止と問題発生時の早期発見・早期解決に努める。

(3) 学校保健・安全教育の充実

児童生徒の健康・体力の保持増進を図り、集団教育としての学校教育活動に必要な健康や安全への配慮を行い、自己や他者の健康の保持増進を図ることができるよう能力を育成する。

(4) 人権同和教育の充実

学校や家庭、地域社会と連携して、同和問題をはじめとする様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権教育の推進・充実に努める。

(5) 施設設備の充実

学校施設は、児童生徒などが一日の大半を過ごす活動の場であり、児童生徒の生きる力を育むための教育環境として重要な意義を持っているが、施設の老朽化が進んでいるため、太陽光発電の導入をはじめとするエコ改修や地域材等の木材利用の推進、バリアフリー化、余裕教室の有効活用などを推進します。

2. 生涯学習社会における社会教育

「学ぶ」ということは日常の中にあって、実はとても身近な存在であり、今まで知らなかったこと、何気なく過ぎていることが、何かのきっかけで「点が線に、そして面に、立体へ」と、次々と意味を持って繋がる時、「発見と共に感動」を、「体験と共に実感」を、自身のものとすることが出来る。

この「驚き、発見」が、全ての学びの始まりであり、「興味、関心」、そして「観察、記録、探究」から「実現、伝達」へと広がっていく。集い、学び、結びながら、一人ひとりのさまざまな活動のプロセスが自己実現へと変わっていく瞬間こそ、生涯学習の醍醐味である。これらを実現するために、それぞれの世代や分野で総合的な活動が実施できるよう努める。

(1) 青少年教育

大崎町のめざす将来像「豊かな自然が宝物みんなで紡ぐ結いのまち」の実現に向け、「人間性豊かで、たくましく生きる、輝く人づくり」を基本目標として、緑豊かな大地とおおらかな人間味あふれる教育的風土を生かし、「おおらか・さわやか・きわやかな大崎の教育」をキャッチフレーズに、青少年が社会的に自立した個人として成長していくよう、家庭・学校はもとより職場・地域・民間団体等と協力・連携

をしながら、多様な体験活動と学びによる共同体験・共有体験・成功体験・失敗体験を意図的・計画的に提供し、望ましい人間関係の育成・自立した人間の育成や規範意識の醸成を図るとともに、家族で地域の行事に積極的に参加できる環境づくりに努める。

(2) 成人教育

成人教育においては、世代間交流や地域交流などをはじめ、新たな知識や技術を習得したり、教養を高めたり生活課題に取り組む活動などの学習ニーズに対応した学びの場や活動の場の提供と情報の提供を行い、主体的に企画立案したプログラムを展開できるように、自主的なプログラム活動を支援しながら環境づくりを図る。

(3) 家庭教育

家庭教育は、親や、これに準ずる人が子どもに対して行う教育のことで、すべての教育の出発点であり、家庭は常に子ども心の拠り所となる。乳幼児期からの親子の愛情による絆で結ばれた家族とのふれ合いを通じて、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善惡の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を担うことから、人生を自ら切り拓いていく上で欠くことのできない職業観、人生観、創造力、企画力といったものを家庭教育の基礎とし支援していく施策の推進を図る。

(4) 人権教育

住民が人権意識や人権感覚を日常生活の中で身に付けることができるよう、広く人権問題について学習する場の提供や啓発資料等の配布などを行い、住民一人ひとりの人権が尊重され、自由・平等であり、お互いの違いを知り認め合い、共に助け合う精神と差別や人権侵害のない社会を構築するために日々の生活の中に十分浸透させていくことのできる施策を住民とともに推進する。

(5) 生涯スポーツ

すべての町民が生涯にわたって、体力・年齢・技術・目的等に応じて、身近にスポーツに親しむことができるようにするため、スポーツ推進員を中心にスポーツ関係団体等と協力して、町民がスポーツ活動に参加できる機会の提供に努める。

また、既存のスポーツ施設の適切な維持管理と充実を図るとともに、学校開放などによる有効活用に努める。

(6) 公民館活動

地区公民分館は、地域内の自治公民館を統括する身近な組織であり、地域住民の分館活動への参加促進を促すと共に、生涯学習の観点にたった自主活動や地域活動の拠点である。中央公民館は、地区公民分館との連携を図り事業の支援や協力・情報の提供・施設の積極的な利用促進と地域の人材育成に努めるとともに、公民館活動の活性化と安心・安全な地域づくりを図る。

(7) 図書館

町立図書館が住民の学習支援・地域の課題解決を支援する館として、県立図書館や大隅広域図書館ネットワーク化事業での各公共図書館との連携を構築し、ボランティアグループの育成・親子読書グループの育成を図りながら、情報提供や利用者に対する支援を行い、住民が知識と情報を得るための拠点としての機能を高めることが重要である。また、祝日開館に向けた取り組みや、電子図書などの情報化の進展が、活字文化にどのような影響を及ぼすのかなど、住民に「役立つ図書館」の環境づくりに努める。

第3節 事業計画(平成28年度～32年度)

自立促進施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
6 教育の振興	(1)学校教育関連施設			
	校舎	大崎小学校特別教室棟大規模改造	町	
		大丸小学校校舎 大規模改造	町	
		大丸小学校特別教室棟 大規模改造	町	
		大丸小学校便所棟 大規模改造	町	
		大丸小学校校舎屋上 太陽光発電等	町	
		野方小学校校舎 大規模改造	町	
		野方小学校特別教室 大規模改造	町	
		野方小学校便所棟 大規模改造	町	
		野方小学校校舎屋上太陽光発電等	町	
		中沖小学校学校校舎(北棟・南棟) 大規模改造	町	
		中沖小学校便所棟 大規模改造	町	
		中沖小学校校舎屋上 太陽光発電等	町	
		菱田小学校校舎 大規模改造	町	
		菱田小学校校舎屋上 太陽光発電等	町	
	屋内運動場	中沖小学校屋内運動場 大規模改造	町	
		菱田小学校屋内運動場 大規模改造	町	
	その他	中学校デジタルテレビ付附属品 電子黒板化	町	
		中学校デジタル教科書	町	
		全校 パソコン等整備	町	
		全校 無線LAN整備	町	

第3節 事業計画(平成28年度～32年度)

自立促進施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
	(4)過疎地域自立促進特別事業			
		特別支援教育支援員配置事業 児童・生徒に対し、必要に応じて学校生活上の介助や学習活動上の支援を行い、一人ひとりの生活や学習上の困難を改善または克服することを目的とする。	町	
		学校給食費補助金	運営委員会	
		スクールバス運行管理委託	町	

第8章 地域文化の振興等

第1節 現況と問題点

郷土の生活文化は、長い年月をかけて作り上げられた自然環境と、その中で生きてきた先人の知恵や努力、あるいは感性などが積み重なって形成されたものである。地域の活性化を図るためには、地域住民が郷土のことについて関心を持ち、郷土を愛する心が不可欠である。

郷土文化について再発見・再認識を促すために、郷土のことについて学習できる環境を整備するとともに、地域に根付いた文化活動を展開できる場を提供していく必要がある。

(1) 芸術文化

文化芸術に触れることにより、文化意識の高揚・青少年の健全育成と同時に創造的で文化的な表現活動をとおして自己発見・自己実現を図ることができる環境を構築することが望まれるが、高齢化により文化協会加盟団体数及び構成員数の減少傾向が見られる。

また、郷土の伝統文化については地域住民が相互交流を図る場でもあるので、将来に向けて、保存・継承していく必要がある。

(2) 文化財

文化財の保護を進めるとともに、必要な保存処理を行い、後世に貴重な資料を残すような取り組みが求められる。特に各種開発事業に対して、文化財の範囲・性格を明らかにし、文化財保護法に基づく適切な対策を講じる体制づくりが必要である。また、調査研究によって郷土の歴史の解明をし、得られた情報を地域住民に周知する必要がある。

第2節 その対策

郷土の風土を学び、歴史の中で培われた貴重な郷土の生活文化を次世代に引き継ぐため、郷土の歴史的文化遺産や伝統文化等の調査、記録、保存及び活用を図る。また、郷土に根ざした文化活動の展開を図る。

（1）芸術文化

住民が優れた芸術文化に触れ、自ら新たな芸術文化を創造していく環境の醸成を図る観点から、芸術鑑賞会や文化団体の育成・人材の発掘と育成を図り、幅広い分野で文化活動を推進する。また、地域に根ざした文化や伝統を大切にしながら地域文化の振興と、社会全体で芸術文化に親しみ心豊かな生活や活力ある社会の実現を図る。

（2）文化財

有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、埋蔵文化財といった各種文化財の分野での調査・研究を行い、必要な保護措置あるいは保存、記録等を講ずる。そのために調査研究体制の充実、人材の発掘と育成を図る。

また、保存・記録した結果を公開・活用することによって、郷土学習の充実を図る。そのために文化財の展示や史跡めぐり、生活体験学習など、文化財に親しみながら先人たちの生き方を学び、郷土に対する関心を深める活動を展開する。

第3節 事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等			
	地域文化振興施設等	郷土資料展示室・収蔵庫整備	町	
	その他	史跡等整備事業(横瀬古墳範囲追加指定及び追加指定範囲公有化, 史跡保存整備計画策定)	町	
	(2) その他			
		開発に伴う埋蔵文化財調査	町	

第9章 集落の整備

第1節 現況と問題点

本町は、100.67平方キロメートルの土地を有し、南部を国道220号と448号、北部を東九州自動車道と国道269号が横断し、県道7路線が縦軸として連絡し、町道・農道と結ばれ細部の交通網として形成されている。

現在、本町には140の自治公民館があり、およそ4,500世帯の方々が自治公民館長を中心に地域独自の伝統芸能や歴史・文化財の保護、地域ボランティア活動による地域内道路清掃や森林、農地等の公益的機関の維持に努めている。

しかしながら、近年、地域コミュニケーションへの希薄化が進むとともに、若年層の流出による過疎化が進行し、人口の減少に拍車が掛かっており、また、更に高齢化の一層の進展により自治公民館活動の機能低下が見受けられる。特に農村部においては、農業後継者の減少とともに自治公民館の規模は縮小し、広範囲において高齢者により形成された少数の自治公民館が点在し地域コミュニティ活動に弊害が生じている。

自治公民館数の状況

世帯数	1~10	11~20	21~30	31~40	41~50	51~60
27年度	14	33	29	27	15	10
22年度	13	30	26	30	17	10

世帯数	61~70	71~80	81~90	91~100	101~110	111~120
27年度	3	6	1	1	1	0
22年度	5	6	3	1	1	0

第2節 その対策

住民が安心して安全な暮らしを確実なものにしていくためには、自治公民館の活力を維持・向上していくことが重要である。そのため自治公民館による内発的な地域づくりを図りながら各種補助事業により地域コミュニティ活動を支援する。

また、U I ターン推進や人口流出防止のため住宅整備を行い、地域コミュニティ活動の必要性を説きながら自治公民館加入促進を図っていく。

自治公民館の統廃合については、組織の形態が歴史的背景等複雑な事情により成り立っており、統廃合は住民の意志を尊重し慎重に対応していくことが重要である。

第3節 事業計画(平成28年度～32年度)

自立促進施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
8 集落の整備	(2)過疎地域自立促進特別事業			
		自治公民館運営補助事業 自治公民館の規模に応じて助成を行い、行政連絡の円滑化と自治公民館の運営を支援する。	自治公民館	
		自治公民館活性化事業 自治公民館が実施するボランティア活動、文化・芸能保存伝承活動などの地域の親睦融和を目的とした活動実績に対して一定額の助成を行い自治公民館活動の活性化を図る。	自治公民館	
		自主防災組織運営事業等 地域自主防災組織の設立助成と、組織による自主的な防災活動の実績に対して一定額の助成を行い、隣保共同による住民の防災意識の向上を図る。	自治公民館	
		自治公民館建設事業 地域コミュニティ活動の拠点となる公民館建設費用の一部を助成し、公共の利益増進と自治振興の促進を図る。	自治公民館	

第10章 その他地域の自立促進に関し必要な事項

第1節 現況と問題点

1. 住民参加

少子高齢化、人口減少、産業・経済発展による都市化の進展などにより、隣人や地域とのつながりが希薄となり、その結果、これまで地域社会を支えてきた自治公民館は、加入率の低下や活動の担い手となる役員の確保が困難になるなど、組織としての機能が低下しつつあり、地域住民も価値観や課題を共有していくことが困難になってきている。また、住民の生活様式や情報・交通手段の発達による生活圏の拡大により、地域が抱える課題は、複雑化・多様化しており、住民も行政も自分たちだけで解決できない課題が増えてきている。

このような状況の中で、他地域との差異性、独自性を保ち、魅力あるまちづくりを進めるためには、「公共サービスは行政が担うもの」という従来の考え方を見直し、住民と行政が一体となり、役割分担しながら公益を増進していく新たな仕組みが必要である。また、地域の特性を生かした「地域が自ら考え自ら行う地方自治」への転換が重要となってくる。

そのためには、住民そのものが自立し、また自立するための促進施策を講じる必要がある。その原動力となるものは、「ひと」であり、この「ひと」が核となり、本町特有の「もの」や「自然」を生かしながら力を発揮してこそ地域の自立といえる。そこで、本町は「ひと」の育成、さらなる向上を図りながら、その連携を深めつつ、「大崎町らしさ」の創造に努める必要がある。

また、自立した住民のための地方自治を構築するために、住民が地域づくりや行政施策等に参加しやすい環境を形成していくことが重要である。

2. 定住促進

本町の人口は減少の一途をたどっており、地域の活動など、町の将来を担う「ひと」が不足する事態が予測される。

これまで町営住宅の建設や民間資金を活用した住宅政策など、定住促進策を講じてきたが、人口減少傾向に歯止めをかけるまでには至っていない。

このような状況の中で、町の担い手不足を防ぐためにも、定住促進は本町にとって重要課題である。

第2節 その対策

1. 住民参加

地域が自立し、「大崎町らしさ」を確立するために必要不可欠な「ひと」の育成、さらなる向上を図るため、人材育成基金等を活用して、各種研修の計画から参加、及び語り合いの機会の提供を積極的に進め、町民一人ひとりの資質の向上に努める。

また、住民と行政が問題意識を共有し、活発な意見交換を行い、相互理解を深められるような機会を設け、行政に対する住民ニーズを的確に把握し、住民の声を行政に十分反映させられる仕組みを確立するとともに、自ら考え自ら行う地域づくりにつながる事業・活動を支援し、住民と行政が一体となった住民参加のまちづくりを推進する。

2. 定住促進

近年、増加傾向にある自然環境の豊かな地に移住を希望するUJターン者に対し、積極的に情報提供を行うとともに、UJターンの促進と地域景観の保全を図るために、貸家として利用可能な住宅改修に係る費用の一部を助成する、定住促進空き家活用事業を実施する。

また、人口増加対策として、子育て世帯に特化した住宅転貸事業や、転入者が住宅を建設する際に助成を行うなど、町外からの定住を促進する施策に取り組む。

さらに町有地等を住宅用地として活用するとともに、住宅団地を整備するなど、町内からの人口流出防止策にも取り組み、各方面から地域活性化のための定住促進を図る。

今後「民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)」を活用し、民間のノウハウによる質の高いサービスの導入や財政負担の平準化を図りつつ、子育て世代を主軸とした、中堅所得者向け定住促進住宅の整備を推進する。

第3節 事業計画(平成28年度～32年度)

自立促進施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項	(1)その他			
		人材育成基金事業	町	
		定住促進用地整備事業	町	
		子育て支援定住促進住宅賃貸事業	町	
		人材育成基金事業		
		定住促進用地整備事業	町	
		子育て支援定住促進住宅賃貸事業	町	
		家畜衛生協議会補助金	協議会	
		畜産振興協議会負担金	協議会	
		家畜伝染病防疫対策事業	町	
		野菜・花き振興協議会負担金	協議会	
		有害鳥獣被害防止対策事業	町	
		有害鳥獣捕獲事業	町	
		広域漁場整備事業 漁礁沈設工事	東串良漁協	
	(2)過疎地域自立促進特別事業			
		定住促進空き家リフォーム促進事業補助金 貸家として利用可能な住宅改修に対して補助金を支給し、地域景観の保全と定住促進を図る。	対象者	
		定住住宅取得補助金 定住のために転入し、住宅を新築又は購入した人に補助金を支給し、人口増を図る。	対象者	
		定住促進賃貸住宅家賃補助金	対象者	

第3節 事業計画(平成28年度～32年度)

自立促進施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
		高育種価牛導入保留事業補助金	対象者	
		担い手育成総合支援協議会負担金	協議会	
		新規就農者支援事業補助金	町	

第3節 事業計画(平成28年度～32年度) 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
1 産業の振興	(9)過疎地域自立促進特別事業			
		ふれあいフェスタ補助金 官民一体となって特色あるイベントを開催し、町のPRと地域の活性化を図る。	実行委員会	
		商業支援対策事業補助金	商工会	
		商工会イベント事業補助金	商工会	
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(7)過疎地域自立促進特別事業			
		食の自立支援事業 調理の困難なひとり暮らしの高齢者や身体障害者に対し、食の自立支援や栄養改善の観点から居宅に配食サービスを行い、社会的孤独感の解消、安否確認を行い自立した生活を支援する。	町	
		マスターズプロジェクト推進事業 運動普及推進員の協力のもと運動指導等を行うことにより高齢者の筋力の維持・向上を図り、自立した生活の確保を支援する。	町	
		在宅ねたきり老人等介護手当支給事業 ねたきり高齢者等の介護者に介護手当を支給することにより、在宅の要援護高齢者等の福祉の増進を図る。	町	
5 医療の確保	(3)過疎地域自立促進特別事業			
		子ども医療費助成事業	町	
		予防接種費用助成事業	町	
		大隅広域夜間急病センター負担金	鹿屋市医師会	
6 教育の振興	(4)過疎地域自立促進特別事業			
		特別支援教育支援員配置事業 児童・生徒に対し、必要に応じて学校生活上の介助や学習活動上の支援を行い、一人ひとりの生活や学習上の困難を改善または克服することを目的とする。	町	
		学校給食費補助金	運営委員会	
		スクールバス運行管理委託	町	

第3節 事業計画(平成28年度～32年度) 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
8 集落の整備	(2)過疎地域自立促進特別事業			
		自治公民館運営補助事業 自治公民館の規模に応じて助成を行い、行政連絡の円滑化と自治公民館の運営を支援する。	自治公民館	
		自治公民館活性化事業 自治公民館が実施するボランティア活動、文化・芸能保存伝承活動などの地域の親睦融和を目的とした活動実績に対して一定額の助成を行い自治公民館活動の活性化を図る。	自治公民館	
		自主防災組織運営事業等 地域自主防災組織の設立助成と、組織による自主的な防災活動の実績に対して一定額の助成を行い、隣保共同による住民の防災意識の向上を図る。	自治公民館	
		自治公民館建設事業 地域コミュニティ活動の拠点となる公民館建設費用の一部を助成し、公共の利益増進と自治振興の促進を図る。	自治公民館	
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項	(2)過疎地域自立促進特別事業			
		定住促進空き家リフォーム促進事業補助金 賃家として利用可能な住宅改修に対して補助金を支給し、地域景観の保全と定住促進を図る。	対象者	
		定住住宅取得補助金 定住のために転入し、住宅を新築又は購入した人に補助金を支給し、人口増を図る。	対象者	
		定住促進賃貸住宅家賃補助金	対象者	
		高齢種畜牛導入保留事業補助金	対象者	
		担い手育成総合支援協議会負担金	協議会	
		新規就農者支援事業補助金	町	